

第 2 5 号 議案

東京都台東区立旧東京音楽学校奏楽堂条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 4 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提案理由)

この案は、4 館共通入館料に関し、規定の整備を図る等のため提出します。

東京都台東区立旧東京音楽学校奏楽堂条例の一部を改正する条例

東京都台東区立旧東京音楽学校奏楽堂条例（昭和62年3月台東区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第13条中「、共通入館料又は4館共通入館料」を「又は共通入館料」に改める。

第17条中「、共通入館料及び4館共通入館料」を「及び共通入館料」に改める。

別表第1中「、共通入館料及び4館共通入館料」を「及び共通入館料」に改め、同表4館共通入館料の項を削り、同表備考1中「及び中等教育学校前期課程」を「、高等学校及び中等教育学校」に改め、同表備考5を削る。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。